

## 上町農産物直売施設広葉樹活用デザイン・什器製作業務委託公募実施要領

飛騨市では、上町農産物直売施設(以下、本施設という。)の風除室及び物販エリアを飛騨市内もしくは飛騨地域産材を活用したデザイン設計及び木製什器の製作業務の受託者を選定するための企画提案公募を実施し、委託業務の内容、公募にあたっての参加要件及び選定手続等はこの公募要領で定めるところによる。

### 1 委託業務の目的

本施設は飛騨地域で生産される農産物や特産加工品の販売拠点とするため、令和3年度に道の駅アルプ飛騨古川構内に建設する。飛騨地域で生産されるすべての生産物は、広葉樹が大半を占める飛騨の山々から注がれるミネラル豊富な水によって育まれていることから、森とすべての恵みが「水」という一本の生命線で繋がっているというストーリー性と、生産者の皆さんが自慢の野菜を披露する舞台であるということ、加えてナンバーワンのおもてなしを目指す直売所として、その背景の親和性をイメージできるものとして「飛騨いち舞台」を本施設のコンセプトに掲げた。

一方で、市が推進する「広葉樹のまちづくり」におけるこれまでの取り組みにより、市内産小径木広葉樹を外部クリエイターのアイデアや市内木工作家が有する高い技術により新たに商品・ブランド化する取り組みが進められており、こうした取組みを市内外に広くPRしていく必要がある。

こうしたことから、本施設の風除室及び物販エリアを「飛騨いち舞台」をイメージできる空間となるよう広葉樹を活用したデザインとすることで、多くの方にその価値を伝えるとともに、市有施設活用のモデルケースとして全国に発信することを目的とする。

※「飛騨いち舞台」コンセプト概要は参考資料1を参照

### 2 委託業務の内容等

#### (1) 業務名

上町農産物直売施設広葉樹活用デザイン・什器製作業務委託

#### (2) 施設概要

上町農産物直売施設（岐阜県飛騨市古川町上町字下落 1347-1 番地）

#### (3) 業務内容

- ① 本施設内の風除室及び物販エリアの木質化空間デザイン設計及び別途発注する上町農産物直売施設整備(その2)工事の監修業務

※本業務における設計、工事の監修を以降「業務一式」という

本施設の風除室及び物販エリアを市内産もしくは飛騨地域産広葉樹材を用いて木質化し、市民をはじめ本施設を訪れる様々な方に広葉樹の価値と飛騨市が取り組む「広葉樹のまちづくり」を伝えるとともに、市内産広葉樹でデザインされた室内装飾や木製什器デザインを通して「森」と「恵み」の親和性がイメージできる一体的な木質空間を創出する。

② 木製什器のデザイン設計及び製作・配置

木製什器を市内産広葉樹もしくは飛騨地域産広葉樹により製作し配置する。木製什器の形状・寸法及び個数は参考資料2を参照とし、参考資料3に基づいて配置する。また、可動式とする。

③ 風除室(裏面壁)[参考資料3 Y5-X1-X3]について、飛騨市が取組む「広葉樹のまちづくり」をPRするためのギャラリーを設置すること。(参考資料5)

なお、「広葉樹のまちづくり」の取組みは、参考資料7を参照のこと。

④ 可動式看板の設計及び製作・配置(屋外に配置)

道の駅を訪れた方が、外から見ても農産物直売所であることがわかるような看板を設置すること。形状・寸法の参考値は参考資料2を参照のこと。

⑤ 成果品の納入

本業務に係る成果品は以下のとおりとする。なお、本成果品の著作権は飛騨市が保有するものとする。

(ア) 設計図書(図面、使用材料一覧表) 2部

(イ) 上記に係る電子データ(DXF及びPDF) 1部

※CD、DVD等の外部記憶媒体に保存して提出

(ウ) 工事監理書類 1部

(4) 委託条件

① 使用材料について

- 木材の使用にあたっては、飛騨市産広葉樹をできる限り多く使用することとし、市内事業者からの手配に配慮すること。
- 使用する樹種は問わない。ただし、色や堅さなど、広葉樹が持つ特色が活かせるよう配慮すること。また、目に触れない箇所など、本業務の主旨に反しない限りにおいては針葉樹の使用を妨げない。
- 木製什器の製作について、使用する材が飛騨市産材または飛騨地域産材であることが分かる書類を発注者に提出すること。

② 広葉樹活用デザイン設計及び什器製作における留意事項

- 標準仕様は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)令和3年度版」による。
- 本施設の建設工事<上町農産物直売施設整備(その1)工事>の内装部の仕上げは石膏ボード仕上げの状態のため、仕上げを踏まえたデザイン設計とする。
- 木製什器の製作にあたっては、部材の剥がれやささくれの発生がない加工や仕上げとするほか、高齢者や障がい者が安全かつ快適に利用できる整備内容とすること。
- 電気・コンセントは、工事完了後も使用可能な状態にしておくこと。

③ 木製什器の設置における留意事項

- 物販エリアに設置する木製什器は可動式とし、状況に応じてスペースを効率的に

使用できるよう工夫すること。

- 机及び椅子は既製品も可とする。ただし、①の記載事項に留意すること。

④ 工程に関する留意事項

- 本業務で設計した仕様に基づき上町農産物直売施設整備(その2)工事を発注するため、R4.1月に別途工事の発注が行えるようなスケジュールでデザイン設計を行うこと。(参考資料4参照)

⑤ 事故、破損の未然防止と発生時の対応

- 上町農産物直売施設整備(その2)工事の監修業務に際し、上町農産物直売施設整備(その1)工事の請負業者と、工程調整を行い効率化を図るとともに適切な安全対策に努めること。
- 受注者は工事の監修業務にあたり、躯体を破損することがないように十分気をつけること。
- 受注者は、監修業務にあたって第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が受注者の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。
- 受注者は、監修業務において事故等が発生した場合は、責任を持って対処するとともに、市に対してその内容を迅速に報告すること。

⑥ 法令の遵守

- 業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守し、必要な届出・手続き等はあらかじめ市と協議の上、受注者が代行するとともに、忠実に誠意をもって施工し、全て受注者の責任施工とする。
- 本業務において、建築基準法の不適合箇所を発生させないようにすること。
- 建築基準法適合の確認は、一級建築士の資格保有者に行わせること。

⑦ その他

- 隣接事業者に配慮し、騒音・振動・臭気対策に努めること。なお、著しい騒音を伴う工事については、市及び隣接事業者との事前協議を踏まえ実施すること。
- 本施設の水道及び電気等を使用する場合は、上町農産物直売施設整備(その1)工事(別途発注工事)の請負業者及び市と事前協議すること。

3 委託業務期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで(予定)

4 委託費の上限

10,802,000円(消費税及び地方消費税を含む額)

※委託契約の額は、市の予算の範囲内において、業務委託仕様書における業務内容に基づき契約交渉の相手方が算定した額(見積額)とする。

5 選定方式

木質化にかかる業務一式を一括して発注する公募型プロポーザル方式による。

## 6 公募参加資格

応募にあたっては次の要件を全て満たしていること。

- (ア) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (イ) 企画提案公募申請書の提出期限までに飛騨市入札参加資格者名簿（物品等）に登載されていること。
- (ウ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）が規定する者に該当しないこと。
- (エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始または民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (オ) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、飛騨市からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (カ) 岐阜県暴力団排除条例（平成22年12月21日岐阜県条例第54号）に定める暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 7 企画提案公募スケジュール

項 目	日 程
1. 公募要領等の公表	令和3年8月18日（水曜日）
2. 質問書受付	令和3年8月19日（木曜日） ～令和3年9月6日（月曜日）17時まで
3. 企画提案書提出期限	令和3年9月30日（木曜日）17時まで
4. 一次審査（書類審査）	令和3年10月8日（金曜日）
5. 最終審査（プレゼンテーション）	令和3年10月中旬
6. 審査結果の通知・公表	最終審査終了後3日以内
7. 契約締結	令和3年10月下旬

## 8 企画提案公募に係る質問

### (1) 質問期限

本企画提案公募について質問がある場合は、「企画提案公募質問票（様式第1号）」を令和3年8月19日（木）から令和3年9月6日（月）までの間に本要領中「13 問い合

わせ及び書類提出先」宛てに持参、郵送、FAXまたは電子メールにより提出すること。  
ただし、持参以外の場合は、電話にて申込書到着の確認をすること（土、日、祝日を除く）。また、来訪または電話による質問に対する回答は行わない。

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、飛騨市ホームページにおいて公表し、それをもって回答とする。

9 企画書等の提出

(1) 提出資料

下記①から⑦までを漏れなく揃え、これを「企画書」と呼ぶ。

① 企画提案公募申請書（様式第2号）

② 企画提案書（様式第3号：A4判、片面印刷）

企画提案書審査基準（参考資料1）を参考に、所定の企画提案書様式に具体的な内容（整備イメージ、数量等）を詳細に記載すること。必要に応じて補足資料（任意様式）の添付も可とする。

③ 業務一式にかかる見積書（任意様式）

④ 平面図及び完成予想イメージ図（パース）

⑤ 会社概要（様式第4号）

※共同企業（事業）体の場合、全ての構成員と当該工事における役割について明記すること。

⑥ 役員名簿（様式第5号）

※共同企業（事業）体の場合、全ての構成員と当該工事における役割について明記すること。

⑦ その他の書類

・定款（個人の場合は不要）

・受託実績が分かる書類（契約書及び内容が分かる書類）または今回業務が履行可能な根拠となる書類

(2) 提出期限

令和3年9月30日（木） 17時まで（必着）

※「13 問い合わせ及び書類提出先」宛てに持参または書留郵便により提出すること。

※書留郵便の場合であっても、上記期限必着とする。

(3) 作成にあたっての留意点

- ・ 企画提案公募にかかる様式及び参考資料は、飛騨市ホームページよりダウンロードできる。
- ・ 応募する企画書は1応募者あたり1案に限る。
- ・ 企画書の提出部数は1部（原本・押印あり）とする。  
なお、企画書とは別に企画提案書（②）、平面図及び完成予想イメージ図（④）を10部提出すること。
- ・ 企画書の提出後の内容変更は認めない。

- ・ 企画書の著作権は応募者に帰属する。なお、企画書等の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した結果生じた責務は応募者が負う。

## 10 事業者の選定について

提出された企画書について、次のとおり審査を行い委託候補者を選定する。

### (1) 一次審査（書類審査）

応募者から提出された企画提案書類を元に書類審査を行い、以下の要件を満たす企画については一次審査を通過したものとする。

- 1 本要領に規定する参加資格及び委託条件
- 2 企画の妥当性（事業目的と企画内容が合致していること）

※一次審査の結果は審査後速やかに応募者に通知する。

### (2) 最終審査（選定委員会：プレゼンテーション）

#### ①審査者

選定委員会を設置する。

#### ②審査手順

書類審査を通過した応募者によるプレゼンテーションを実施する。最も優れた提案を行った応募者を優先交渉権者（委託候補者）とし、次に優れた提案を行った応募者を次点交渉権者とする。

※プレゼンテーションは提出した企画提案書により実施するものとするが、提案を補足説明するため、別途スライド投影による説明も認める（ただし、企画提案書各項目に沿った資料とすること）。日程については、応募者に改めて連絡するものとする（10月中旬を予定）。

#### ③審査基準

企画提案書審査基準（参考資料6）のとおり。

### (3) 最終審査結果の通知及び公表

採択・不採択に関わらず、最終審査結果は参加者全員に書類により通知する。併せて優先交渉権者は、その法人名または個人名を飛騨市ホームページで公表する。

最終審査の可否通知は、審査終了後3日以内に発送する（土日祝日を除く）。

### (4) 契約の締結等

上記審査手順により選定された応募者を契約締結候補者として、委託業務に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある。）ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約の手続きを行う（改めて見積書を提出いただき、予定価格の範囲内で契約を締結する）。

なお、候補者との間での協議が合意に至らなかった場合は、次に順位の高い応募者を候補者として必要な協議を行う。

また、最高得点の応募者であっても、最低基準(6割)に満たない場合、選定されない場合がある（応募者数は候補者の選定に関係しない）。

## 12 その他の留意事項

- (1) 企画提案に要する一切の費用は、企画提案公募に参加する者の負担とする。
- (2) 提出された企画書等は返却しない。
- (3) 公募への参加により飛騨市から知り得た情報は他者に漏らしてはならない。
- (4) 応募にあたっては、提示する資料を熟知しておくこと。
- (5) 応募者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。
  - ① 参加申込書等を提出した以降契約締結までに、本要領中「5 公募参加資格」に定める要件の一つでも満たさなくなった場合、または満たしていないことが判明した場合。
  - ② 提出期限内に企画書の提出がされなかった場合。
  - ③ 提出書類に虚偽の記載をした場合。
  - ④ 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合。
  - ⑤ その他失格とするに足る事実が明らかになった場合。

## 13 問い合わせ及び書類提出先

飛騨市役所 農林部 食のまちづくり推進課

〒509-4292 岐阜県飛騨市古川町本町2番22号

電話：0577-62-9010 (ダイヤル) FAX:0577-73-0071

電子メール：shokumachi@city.hida.lg.jp